

平成18年5月9日

平成18年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成18年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成18年5月9日(火)午前10時40分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり15名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 冶 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	13番 鳥谷部 昭
14番 福 田 収	15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正
17番 (欠員)		

欠席議員 0名

欠 員 1名

傍 聴 2名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総務部副理事兼 総務法制課長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
収 入 役 室 副 理 事 兼 会 計 課 長 谷 口 桂 三	教 育 部 長 岡 田 耕 治

教育委員会副理事
兼生涯学習課長 淵 原 義 仁
教育委員会副理事
兼淡輪公民館長 入 口 博 行
総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

教育委員会副理事
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明
住民部保険年金課長 谷 下 芳 文
事業部第二阪和等
プロジェクト推進課長 西 啓 介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼 議 会 係 長 竹 下 雅 樹

○会 期

平成18年5月9日（1日間）

○会議録署名議員

12番 和 田 勝 弘 13番 鳥谷部 昭

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程2 | 会期の決定 |
| 日程3 | 議案第43号 専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正） |
| 日程4 | 議案第44号 専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正） |
| 日程5 | 議案第45号 専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正） |
| 日程6 | 議案第46号 岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程7 | 議長辞職の件 |
| 日程8 | 選挙第1号 議長選挙について |
| 日程9 | 副議長辞職の件 |
| 日程10 | 選挙第2号 副議長選挙について |
| 日程11 | 選任第1号 常任委員会委員の選任について |
| 日程12 | 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について |

- 日程13 選任第 3 号 特別委員会委員の選任について
- 日程14 推せん第 1 号 農業委員会議会選出委員の推せんについて
- 日程15 選挙第 3 号 南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員選挙について
- 日程16 選挙第 4 号 阪南岬消防組合議会議員選挙について
- 日程17 議案第 4 7 号 監査委員の選任について同意を求める件
- 日程18 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程19 事業民生委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程20 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時40分 開会)

○和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第1回岬町議会臨時議会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時40分であります。

本日の出席議員は15名、欠席者数は1名であります。出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○和田博之議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定に基づき、指名させていただきます。12番和田勝弘君、13番鳥谷部昭君、以上の2名の方をお願いいたします。

○和田博之議長 日程2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日5月9日の1日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日5月9日の1日間と決定いたしました。

○和田博之議長 日程3、議案第43号「専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）」を議題といたします。

提出から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第43号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布、同年4月1日から施行され、補償基礎額及び介護補償

の支給単位等に係る額が引き下げられたため、専決により、本条例に所要の改正を行っております。

本条例第5条は補償基礎額について定めており、第2項は消防作業従事者についての基礎額であり、同項第2号中「9,000円」を「8,800円」に改め、第3項は非常勤消防団員等についての基礎額であり、同項中「450円」を「433円」にそれぞれ改めるものであります。

次に、第9条の2は介護補償について定めており、第2項は支給単位などを定めており、同項第1号中「10万4,970円」を「10万4,590円」に、同項第2号中「5万6,950円」を「5万6,710円」に、同項第3号中「5万2,490円」を「5万2,300円」に、同項第4号中「2万8,480円」を「2万8,360円」にそれぞれ改めるものでございます。

つきましては、別表第1は非常勤消防団員等の補償基礎額表であり、同表中、団長及び副団長の欄では、勤務年数10年未満で「1万2,470円」を「1万2,400円」に、勤務年数10年以上20年未満で「1万3,340円」を「1万3,300円」に改め、分団長及び副分団長の欄では、勤務年数10年未満で「1万740円」を「1万600円」に、勤務年数10年以上20年未満で「1万1,600円」を「1万1,500円」に、勤務年数20年以上で「1万2,470円」を「1万2,400円」に、部長・班長及び団員の欄では、勤務年数10年未満で「9,000円」を「8,800円」に、勤務年数10年以上20年未満で「9,870円」を「9,700円」に、勤務年数20年以上で「1万740円」を「1万600円」にそれぞれ改めるものであります。

なお、別紙に新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2として、改正後の消防団員等の公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成18年4月分以降の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例によるというものでございます。

よろしくご審議、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対して、質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 確認したいんですけども、現在、岬では、阪南岬消防組合という形をとっていて、常備消防と非常備消防という二本立ての柱で消防について行っていると思うんですけども、

常備消防は消防署があって、消防職員がいてという消防のプロの方が担っていると。非常備消防というのは、地域の消防団、有償とはいえボランティアの方が担っていると。この二本柱で支えているということで間違いないかというのを教えていただけますか。

○和田博之議長 総務部長。

○中口総務部長 非常備消防とか、今、中原議員が言われた内容については、そのとおりでございます。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 そうであるとするならば、ボランティアという形で消防団員の皆さん方の献身性によって支えられている部分も大きいということだと思わすけれども。ちょっとお聞きしたいのが、団員の皆さんの生業、ふだんのお仕事ですね、どのようなお仕事につかれていますのかということと、あとは、その職種とか、構成員の年代ですとか、あと、消防団員の団員数、歴代の10年ぐらいずつさかのぼって団員数をお聞かせいただきたいなと思わす。

○和田博之議長 亀崎総務部危機管理課長。

○亀崎総務部危機管理課長 ご質問にお答えしたいと思います。

職業なんですけれども、建設業、会社員、それぞれございます。年齢別構成年齢なんですけれども、私ども、定年が65歳でございます。それまでの年齢、かなりの方が在職しております。また、団員数は119名でございます。

以上でございます。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 65歳までの年齢で、ちょっと年代ごとの構成というんか、ちょっと心配しているのは、こういう分野でも高齢化が進んでいるのではないかなという部分と、あと、団員数、今、119名とお聞きしたんですけれども、歴代、それが減ってきているのではないかなというあたりをお聞きしたかったんですけれども、その2点について、今わかりますでしょうか。

○和田博之議長 亀崎課長。

○亀崎総務部危機管理課長 お答えしたいと思います。

高齢化なんですけれども、現在、私ども定年制を敷いて、できるだけ高齢化にならないような仕組みで、若い世代と交代制をもちまして、親から子へ譲っていくという方策をとっております。

また、団員の定数でございますが、これは国の基準では定まっておりますが、できるだけ、阪南市消防団もでございます。その組合とも絡みがございまして、阪南市が108名の消防団員がでございます。私ども、それで足並みをそろえようという意味で、平成20年を目標に108名

の条例定数で頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 反対討論ですけど、よろしいですか。

○和田博之議長 反対討論からどうぞ。

○中原 晶議員 今、いろいろとお答えいただいたんですけども、団員の方で高齢化しないようにということで、それはほんまに肉体労働というんか、そういうことになりますので、定年制を敷いて、若返りも努力して図っていったところじゃないかなと思うんですけども。職業で建設業とか会社員とかお聞きしましたけども、会社員の方なんかやと、岬町に就職しているというか、岬町で働いている方は、うーと聞こえたら、仕事を置いて行かれるのかもしれないんですけども、会社に行っておられて、その音も聞こえなくて、駆けつけられないということも起っているんじゃないかなとかいう部分はあるんですけども。いずれにしても、いろんな職業をお持ちの方がもしものときは、消防活動に、いろんなお仕事を置いたり、お家でのことを差し置いて、消防活動に駆けつけるということで、非常な苦勞というか、そういうものに支えられているというべきやと思うんですよね。その方たちの支えがあって火災が広がらなかつたりとか、いろんないい結果に結びついていることもあると思うんですけれども。

今回の一部改正については、そういう献身的な活動をして支えてくださっている方々のいろんな手当というんか、補償をカットすると。額は少ないと言えば少ないのかしれないんですけども、やはりこういう額の問題ではなくて、そういう形で私たちの生活を守ってくださっている方々に対して補償を切り下げるといことはいかがなものかなと思いますね。

今後も、本来の消防職員をふやしていくということを基本にしながら、団員の方たちに支えていただくということを貫いていくと思うんですけども、そういう意味でも、わずかではカットするべきではないと考えて反対いたします。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 次に、反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第43号「専決処分の承認を求める件（岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○和田博之議長 日程4、議案第44号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程4、議案第44号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分理由についてご説明いたします。議案書の裏面をご参照ください。

地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

今回の主な改正内容につきましては、住民税関係では、三位一体改革の柱である国庫補助金改革を踏まえ、国から地方への税源の移譲を行うため、個人住民税の所得割の税率改正を、また恒久的減税の一環として、平成11年から実施されております個人住民税の定率減税の廃止を、また安全・安心のための税制改正といたしまして、地震保険控除を創設いたしております。また、固定資産税関係におきましては、3年に一度の評価がえの年を迎え、土地に係る税負担の調整措置に係る見直しを、また、既存住宅の耐震改修を促進するため、固定資産税の軽減措置制度を導入する改正を行っております。また、その他の改正では、たばこ税の改正などを行っております。

なお、今回の改正につきましては、議案書をごらんになっておわかりのとおり、改正内容及び改正箇所が多岐にわたっておりますので、改正内容の説明につきましては、議案書とあわせて送付いたしております、岬町税条例の一部を改正する条例の概要と書かれた資料によりまして、その内容を説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、資料をご参照願います。

まず、住民税関係ですが、(1)としまして、所得税から住民税への税源移譲に伴う改正です。今回の三位一体改革に伴い、所得税から住民税に3兆円規模の税源移譲が実施されますが、その具体的な内容は、個人住民税の所得割において行われます。この個人町民税の所得割の税率は、本表のとおり、改正前は、課税所得200万円以下の税率は3%、200万円を超えて700万円以下の税率は8%、700万円を超える税率は10%を適用する累進課税を行っていましたが、今回の改正により、課税所得金額にかかわらず、一律6%の税率に改正しております。

なお、府民税の税率につきましても、課税所得金額にかかわらず、一律4%の税率に改正され、今後、個人住民税は一律10%の税となります。

今回の税源移譲は、所得税の減税と個人住民税の増税を同時に同規模で行うことにより実施されますが、納税者の全負担そのものをふやしたり減らしたりすることを目的とするものではないため、具体的な実施に当たりましては、所得税と個人住民税との人的控除額の差額を調整する新たな調整控除制度を設けております。

なお、今回の改正に係る所得税と個人住民税の税負担の内容につきましては、資料の3ページでございますけれども、ここに具体的な試算結果を示しておりますので、ごらん願いたいと思います。

この資料は、納税者が、独身のケース、夫婦・子供2人のケースで、それぞれ給与収入別にしたものでありまして、この資料の右端の記載しておりますとおり、今回の税源移譲に係る改正により、新たな税負担が生じないことを示しております。

恐れ入ります。資料1ページに、またお戻りください。引き続き説明いたします。

次に、個人住民税の税率の改正は、平成19年度から課税される住民税について適用されますが、退職所得に係る改正につきましては、平成19年1月1日以降の支払われるものにつきまして適用されまして、適用される税率につきましては、先ほど説明いたしました一律10%でございます。

次に、(2)といたしまして、税源移譲に関連する改正でございます。アとしまして、土地の譲渡所得に関する改正を、イとして、株式譲渡所得に関する改正を行っております。これらは、いず

れも今回の個人所得割の税率改正により、町民税の税率が6%に、府民税の税率が4%になる。すなわち税率の比率を6対4の割合になったことに伴う改正でありまして、一例として、記載しておりますとおり、長期譲渡所得に係る分離課税の税率を3%と2%の比率に見直し、納税者に新たな負担は起こらない改正となっております。

次に、ウとしまして、住宅借入金等特別税額控除制度の新設につきましては、今回の税源移譲に伴いまして、所得税が減少することになります。それによりまして、住宅ローン控除が所得税で控除し切れなくなるものに対しまして、個人住民税におきまして、控除し切れなかったローン控除額を控除する制度を新たに設けるものでございます。

次に、エの変動所得等がある場合の平均課税方式の廃止することにつきましては、現行の課税方式は、先ほど説明いたしましたとおり、累進課税を前提としておりますが、今回の一律税率方式に改正されたことによりまして、その必要性がないことにより、廃止するものでございます。

次に、(3)といたしまして、安全・安心のための税制として、これまでの損害保険料控除を組みかえまして、地震等による損害補てんを目的とする地震保険料控除が創設されました。この所得金額から控除される額につきましては、支払った地震保険料の2分の1に相当する額を、また上限につきましては2万5,000円の範囲となっております。

次に、(4)の定率減税の廃止につきましては、平成11年度から景気回復を図る施策の一環として、恒久的に行われていました定率減税は、日本経済の回復基調を踏まえまして、平成17年度の税制改正において、その規模を2分の1に縮減しております。その後、引き続き経済の改善状況等を考慮いたしまして、定率減税を廃止することが決定されたことによる改正でございます。

次に、(5)その他の改正としまして、生活保護基準額の見直しに伴う個人町民税の所得割及び均等割の非課税限度額を定める基準の改正を行っております。具体的には、扶養親族、また控除対象配偶者を有する場合の加算額をそれぞれ見直しを行ったものでございます。

2ページ、お開きください。

次に、2ページの固定資産税関係の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

(1)としまして、土地に係る平成18年度から20年度までの負担調整措置に関する改正でございます。本年度は3年に一度の評価がえの年に該当しております。現在、一部の地域を除きまして、引き続き地価が下落する状況に対応した今後の土地の評価額と税負担のあり方、資料に記載しておりますとおり、改正前の課税標準額の算出方法、すなわち税額の計算方法ですけれども、これが複雑で、納税者に理解しづらいなどの課題に的確に対応することに重点を置いた改正内容となっております。

まず、土地評価額と税負担の改正につきましては、商業地等に適用されております課税標準額の上限の取り扱いにつきましては、引き続き現行制度を維持する改正となっております。

また、負担水準の均衡化と現行の複雑な仕組みにつきましては、資料の改正後の表にあるとおり、負担水準が60%以上70%以下の商業地等について、また、負担水準が80%を超える住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く、すなわち税額を据え置くこととしております。

また、商業地等におきまして、負担水準が60%未満の土地について、また、住宅用地について、負担水準が80%以下の、それぞれ負担水準が低い土地に対する負担調整措置につきましては、前年度の課税標準額に一律、当該年度の評価額の5%を加える方式とするなど、課税標準額の算定方法と、これに係る税額算出方法の簡素化を図る改正となっております。

次に、(2)の固定資産税における安全・安心のための改正としまして、平成18年4月1日から耐震改修促進税制が創設されております。これは既存住宅の耐震改修の促進という、社会的な要請に対応するための改正でございます。昭和57年1月1日以前の住宅について、建築基準法に基づく、現行の耐震基準に適合させる一定の耐震改修、1戸当たり、工事費が30万円以上を対象としております。

この耐震改修を行い、かつ耐震基準に適合する証明が得られた住宅を軽減の対象とするものがございます。この固定資産税の減額の考え方につきましては、現在行っております住宅の新築に係る軽減措置に準じまして、戸当たり120平米相当分の税額の2分の1を減額し、その減額期間は3年以内としております。

また、減額の対象期間等につきましては、平成18年度から平成27年までの10年間の期間における耐震改修工事を対象にし、資料の表にありますとおり、早く耐震工事に着手するほど減額期間が長く受けられる制度となっております。

最後に、3番、その他の改正について、ご説明いたします。

(1)たばこ税の改正でございます。たばこ税につきましては、現下の厳しい財政状況にかんがみまして、その税率を1,000本当たり852円、内訳としまして、府のたばこ税が426円、地方たばこ税が、同じく426円でございます。それを平成18年7月1日から引き上げるものでございます。よって、町たばこ税の税率につきましては、本表のとおり、1,000本当たり「2,977円」から「3,298円」に改正するものでございます。

また、今回の改正は7月1日前に売り渡しされた製造たばこ同一販売のため所持する小売業者に対し、いわゆる手持品の課税が実施されるようになってございます。

次に、(2)地方税法の改正に伴う条項の移動や整理に伴う改正をあわせて実施しております。

以上、岬町税条例の一部を改正する内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。反対討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 なければ賛成討論、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 今、事細かく説明されましたが、実際の住民負担としては変わらないという内容もあるんですけども、大きい部分では定率減税の廃止ということで、この影響を考えますと、とても賛成はしかねるというのが率直なところなんですけれども。これは住民の皆さんとか、地方自治体自体に対しても負担を押しつけるという、今の政府のやり方の問題であって、そこには、当然、私は反対ですけれども、今回の改正については、国が決めたことを町でそれに倣って変えていかざるを得ないという自動的な変更という部分もありましょうし、町として独自に救済措置を設けるような財源もないというのもわかりますので、今回はやむを得ず賛成したいと思います。

○和田博之議長 次に、反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 賛成の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第44号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例の一部改正）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○和田博之議長 日程5、議案第45号「専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程5、議案第45号、専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）について、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条の規定により、別紙のとおり専決しております。同条3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由といたしましては、裏面をご参照願いたいと思います。

国民健康保険法施行令の一部が改正され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、地方自治法の規定より専決処分したものでございます。

今回の改正内容につきましては、その概要を記載した参考資料を作成しておりますので、この参考資料に基づきましてご説明申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、改正の概要ですが、昨年の税制改正によりまして、個人住民税の公的年金と控除の見直しが行われ、公的年金と控除額が140万円から120万円に引き下げられました。この改正が国民健康保険の所得割の算定及び保険料の軽減判定に大きく影響を及ぼすことから、平成18年及び平成19年度について、その影響を緩和するため、本条例の附則を改正するものでございます。

まず、1点目の附則第5項及び第6項の追加につきましては、公的年金と保険料の軽減判定に用いる総所得額から控除する額を平成18年度では、現行の「15万円」から「28万円」に、平成19年度では「22万円」に、それぞれ組みかえ、適用するものでございます。具体的な例でご説明申し上げますと、現行では、年金収入額が188万円以下の者が7割軽減の適用を受けておりましたが、今回の緩和措置がない場合、年金収入が168万円以下の者が保険料の軽減の対象となるなど、保険料の軽減を受ける対象者が減少することになります。しかし、この緩和措置の導入によりまして、平成18年度では180万円以下の者が、また、平成19年度では175万円以下の者が保険料の軽減の対象となる緩和措置が設けられたところでございます。

次に、2点目の附則第7項及び第8項の追加につきましては、今回の公的年金控除額の引き下げによりまして、保険料の所得割の計算基礎となる総所得金額が20万円増加することになりま

す。これによって、国民健康保険料も増加することから、平成18年度においては13万円を、また、平成19年度においては7万円をそれぞれ総所得金額を控除することにより、保険料の増加を緩和する措置をとるものでございます。

資料にある具体例、平成17年度の保険料算定ベースで試算いたしますと、年金収入が250万円以下の場合、今回の緩和措置がない場合、平成18年度において所得割額が1万6,040円の増加となります。

しかし、この緩和措置の導入により、平成18年度では5,610円の増加に、また、平成19年度では1万430円の増加となる見込みであり、急激な保険料の負担を抑制するものでございます。

次に、その他の改正では、本条例に引用しております地方税法の附則の改正に伴い、関係条項の見直しを行ったものでございます。

また、本条例の施行日につきましては、平成18年4月1日でございます。

以上、国民健康保険条例の一部改正について、ご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 なければ、賛成、中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 さっきと同じことなんですけれども、今回の国保に関する条例の一部改正ということなんですけれども、国の法律が変えられて、控除額の引き下げが行われるということで、これ、もし激変緩和がなければ、一気に1万6,040円の負担がふえるということで、これが控除の見直しということ自体には当然反対なんですけれども、ここに激変緩和をしなかったら物すごい負担になりますので、そういう意味で、控除をしましょうという内容ですので、賛成したいと思いますし、この件についても理事者の皆さんを初め、町職員の皆さん、住民負担を押しつけるという結果に対して、やるせない思いもされていると思いますし、努力もされていると思いますので、今回は賛成したいと思います。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号「専決処分の承認を求める件（岬町国民健康保険条例の一部改正）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第45号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○和田博之議長 日程6、議案第46号「岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程6、議案第46号、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件について、ご説明申し上げます。

企業誘致をめぐるまはては、各自治体が優遇措置を講じ、企業誘致活動を積極的に進めるなど、自治体間の誘致競争は厳しさを増している状況でございます。自治体間の厳しい競争に勝つためには、立地企業のニーズに合った魅力ある優遇制度を整備し、着実な企業誘致を進める必要がございます。

本町では、平成17年6月に岬町企業誘致に関する条例を全部改正し、企業誘致を進めているところでございますが、現時点では進出を決定した企業はない状況でございます。そのため進出企業にとってより魅力のある優遇制度とするために、近隣自治体の優遇措置を勘案し、優遇措置規定の見直しを行いたく、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の条例改正案及び説明資料をご参照いただきたいと思います。

まず、改正内容でございますが、第4条第1号の施設設置助成金の規定の改正でございますが、本条項は、土地・家屋の固定資産税のそれぞれの年税額の2分の1を乗じて得た額を助成する規定となっております。同様の規定は、近隣の泉南市や阪南市が5年間で設けていることから、その期間を「3年」から「5年」に改めるものでございます。

次に、第4条第4号の用地取得助成の規定でございますが、これの改正につきましては、本条項は、町及び財産区から事業用地を取得するときに助成を行う規定となっております。現規定では、土地の取得面積にかかわらず、土地の購入価格の10%、1,000万円を限度として助成を行う規定となっておりますが、より大規模な進出を行うことのできる優良な企業の誘致促進に向け、取得した土地の面積に応じて段階的に助成率を変えるように改めるものでございます。

具体的には、取得面積が2ヘクタール以下の小規模事業所については、改正前と同様の10%となりますが、本町への進出規模、立地規模が大きくなるほど、初期投資投資額や創業に伴う波及効果が大きくなりますことから、段階的に、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下は20%、4ヘクタールを超え6ヘクタール以下は30%、6ヘクタールを超える場合につきましては40%を土地の購入価格にそれぞれを乗じて算出した金額の合計額を助成するものでございます。

なお、これに伴いまして、助成の上限額を「1,000万円」から「3億円」に増額いたしたいと考えております。

これにより近隣市町よりも、企業にとってより魅力的な優遇制度となりますことから、一層の企業誘致を進め、地域の活性化を図りたいと考えております。

以上は、岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 確認だけしたいんですけども、企業誘致の条例の一部改正ですけども、この案については、いろいろ税制面のことをうたっているわけですね。いろいろ固定資産税とか事業所、固定資産税のその部分については、当然、各自治体とも競争しながら誘致に向けた企業の有利な税制面に競争しておるんですけども、しかし、いかに企業としたら税が安いからそこへ行こうかと、そういう部分は一部あるんですけども、本当にその企業の環境のよい立地条件ですね、まずインフラ整備ができていないか、そこが企業の来るか来んの明暗が分かれると思うんですわ。その点について、税制面の減免とか、補助の部分については、私は何も反対する意味じゃないんですけども。ただ心配するのは、各自治体との競争、税の優遇措置の競争したところで、当然、企業としたら、当社にとってはインフラ整備されて、当社の環境に、立地条件がいいかということが企業が来る明暗になると思うんです。

そこで、当町としたら、そういうインフラ整備の現状、もしなければ、将来的にどういうインフラ整備をしていく計画があるのか、もし計画を立てておれば、この場でちょっと披露してほし

いんですけどね。問題は、やはり企業が来やすい整備をしなくては、税を幾ら競争したって、企業というのは輸送コストをいかにして下げて収益を上げるかということですね。税がいろんなもん特典あっても、せっかく原材料を運ぶのに条件悪い、そして、製品を運ぶのに条件悪い、これだったら企業は恐らく当町には来ないと思うんです。その点、心配していますので、その計画があれば披瀝、そして、そういう整備がされとったら、された現況をご答弁願いたいと思います。

○和田博之議長 松永部長。

○松永事業部長 田島議員のご質問にお答えしたいと思います。

インフラ整備というご質問でございますが、インフラ整備の大きくは、岬町を取り巻く道路事情というのが1点あると思います。あと、今、この企業誘致の税制の部分につきましては、跡地利用の部分の企業誘致のインフラという、狭い部分で跡地の中の整備という、2点がございます。

1点目の大きな岬町を取り巻く道路事情につきましては、議会の皆様もよく存じいただいていると思うんですが、第二阪和につきましては、今、深日ランプまで事業区間ということで、鋭意、淡輪地区については用地買収、それから、工事用の進入路の交渉等を行っておりまして、できる限りの、町と浪速国道事務所とあわせまして努力いたしまして、できるだけ淡輪ランプまで早期に、また深日ランプまでの事業化を進めていくということで、努力しているところでございます。

続きまして、土採り跡地の内容につきましては、現在、以前の議会、また全員協議会、予算の範囲でも説明させていただきましており、大阪府からの受託事業で、現在、今年度、6億円の予算を計上させていただいておりますが、この部分につきましては、現在、実施設計を行いまして、積算に移る状況になっておりまして、今年度には内部のインフラを整備するべく発注する予定でございます。そういう状況でありますので、そのあたりもアピールの内容として企業誘致を図ってまいりたい。以上、そのように考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 私が確認したかったんは、この部分ということですね。部長ね、やはり企業というのは、まずアクセスの問題、これ一番重視するんですね。ですから、税の問題の特典は、岬町いいですよ、こうですよと。大体、これ見せてもうたら、各自治体に並ぶ感じの数値ですけども。しかし、やはり私が経営者であったら、交通アクセスの問題、そして、その中にいろんな公共的なインフラ整備できているんかということ。過去、僕は大阪ガスの問題についても話し合いしたんかと。いろんなことを一遍話しに行けよと言うてるはずですね。現在、まだあそこは都市ガス通る計画もなし、何もないでしょう。プロパンでしょう。そんなんで企業来ませんよ。

ですから、わし、亀崎さんかな、以前言うたはずや。孝子の直線道路から1, 500メートルで跡地来るんですわ。すぐ、あそこ本管通っていますから、和歌山まで。そういう動きを事前からしとかないかんと。今、企業誘致誘致いうたって、当然以前からそういう汗をかいてなかったから、税の問題でも、これね、頭痛めていると思うんです。

そういうことで、やはり企業としたら都市ガスなかったらだめと思いますよ。プロパンじゃ、そんな企業誘致の場所やったら、当社、もうやめとこか。私が社長やったら、そう言いますわ。ということで、インフラ整備をもっと積極的にして、今、部長言うたとおり、そういう大阪の受託事業で、6億の事業費が使えるんやから、早急にそういうことも計画実施しますというぐあいなアピールを企業に言わんと、企業来てくれませんよ。

ある1社、過日、そういう企業との誘致の動きしているか知らんけども、それだけじゃ企業は来んと思います。ということで、まず、税も大事ですけども、企業誘致条例の部分的にインフラ整備のこともうとて、企業条例の一部改正せんと、税だけの改正じゃ企業来ませんわ。しかし、この話には反対はしませんよ。ということで、今そういうご答弁いただいたので、要望じゃないけど、ひとつそういう整備の方も力入れて、税とあわせてやっていただきたいなと、そういう質疑させてもうた。

○和田博之議長 要望ということでよろしいか。

○田島乾正議員 結構です。

○和田博之議長 和田勝弘議員。

○和田勝弘議員 岬町のこの企業誘致に関する条例の一部改正については、今後の企業誘致のために賛同する意思であります。現時点においては、多奈川土採り跡地に養鶏場の企業誘致があり、地元犬飼自治区から、4月6日付で、区長を初め住民一同から養鶏場誘致反対の申出書が出ていると思います。

まず、1点目は鳥インフルエンザの防護策、2点目は異臭に対する防護策、3点目は汚水に対する防護策のこの3点が出ておりますが、犬飼地区住民一同の反対の意思を考えますと、この3点の防護対策と公害対策を町長はどのように受けとめているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○和田博之議長 町長。

○石田町長 和田勝弘議員のご質問にお答えいたします。

そもそもこの岬町の企業誘致に関する条例、昭和30年に岬町が合併してすぐにできた条例、本当に数行の条例、これを昨年6月21日に全面改定させていただいたわけでございますが、そ

のとき私も議員でおったわけですけども。そもそもこの第1条の目的、これは単に企業を誘致するだけじゃなく、そしてまた、それによって経済効果の発展を望むだけでもなく、そこに併記されておりますのが、住民生活の向上に寄与するというのが第1条の目的でございます。

したがって、今、和田議員がおっしゃったように、一部の地区の反対の要望いただいておりますが、まず、私ども考えておりますのは、この1条の目的に反するような動きはしないということでございますので、もし企業の方が決まってきたら、誘致がなった時点では、住民の生活の向上に寄与しないようなことは、同条例の7条2項によりまして、私、町長みずからが条件を付することができるという形になっておりますので、その辺は住民の皆さんの生活の向上に寄与しないようなことはならないというふうに考えておりますで、まず企業が来るという形になった時点で、私みずからが条件をつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 先日の全員協議会でしたか、議長の方から本会議場での質疑については、普通は3回ぐらいまでとするということなんやけども、この件に関しては、回数はもうちょっと多目に見て、回数制限も緩やかにしてくださるというようなお言葉もありましたので、いろいろとお聞きしたいことをこの場でと思っているんですけども。

○和田博之議長 発言中、済みません。議長で許せるのは、1回で4回までですから。

○中原 晶議員 4回までですか。

○和田博之議長 議長権限は1回しかございませんので。

○中原 晶議員 まず1点目ですけども、今回のこの条例の改正ということですけども、これは、今、つくばファームという特定の企業が具体的に上がってますけども、別に今後の誘致する企業一般について有効やということやと思いますけども。今、この臨時会でこの議案が出されているということについては、6月議会を待たずに、今、この議会に出されているということについては、つくばファームという特定の企業の誘致を眼目に置いているというふうにとらえているんですけども、それはそういうことで理解していいんでしょうかということが1点目です。

それから、今、和田勝弘議員から質問があった点についてなんですけれども、犬飼の自治区の方から、3つの項目について、防護策を返答欲しいと。我々は反対やということで、直近の自治区として、いろんな心配をされていると、当然やと思うんですけども。この3つについての回答なんですけれども、文面では、確実なデータに基づいて回答をお願いしたいと、申請を申し立てるという形で、4月5日に出されていますけれども、4月5日から現在まで一月以上たっ

ると。その時点で、なぜ明確な回答がされていないのかという点が2点目の質問です。

それから、3月の末から議会とか町の理事者の方も含めて視察へ行ったりとか、その後の動きは、本当急転直下という感じで、まともなこういう書面での説明もないままに、どんどん進んでいるという感じがしているんですけども、実際に、犬飼の自治区の方に対しても説明会を行っているということで、その中で、いいことはもちろん言われていると思うんです。いい部分もちろんありますので、その点とあわせて現地で起っている悪臭公害問題について、説明会の中で言及されたのかどうかという点もお聞きしたい点ですね。

(「議長、運営上」と田島議員呼ぶ)

○和田博之議長 はい、どうぞ。

○田島乾正議員 済みませんな、中原さん。

○中原 晶議員 いいえ、ちょっと長くて。

○田島乾正議員 そんな意味違う。今回、上程してきた一部改正、僕の判断ですよ、運営上、間違えてたら許していただきたいけども。これはあくまで、日本全国の企業に対しての企業誘致条例ですよ。今、先ほどの質問の内容については、1社の固有名詞の社に対しての税改正的な部分に僕はとらえるわけですね。ですから、運営上、議長、ひとつ判断していただきたいんは、あくまで、これは日本全国にある企業に来ていただくためには、どういう減免措置したらいいんかと、そういう今議論に入っているわけで、1社の固有名詞で議論したら、この議案自体がちょっとおかしくなりますので。

○和田博之議長 よく理解しております。ただ、今回については、1社が出ておりましたので、具体的な案が出たんで、それを私の方では許可をいたしております。

○田島乾正議員 特別委員会というのものもあるんやから、そこで、やはりやるべき問題だと思いますので。この案については、全国対象の企業に対して減免措置の採決とらないかんということです。

○和田博之議長 その辺のことについては理解しています。答弁の方にも、そのようにさしますので、お願いします。

中原議員、続けて、どうぞ。簡潔にお願いしたいと思います。

○中原 晶議員 はい。そういうこと、田島議員がおっしゃるようなことを突っ込まれるやろうと、当然思っていましたけれどもですね、最初に言いましたけれども、今回出されているということについて私は問題にしてるんであって、ご理解いただけたらなと思いますけども。

○和田博之議長 できるだけ簡潔に質問ね。

○中原 晶議員 簡潔に、はい。そしたら、もういろいろ省略させていただきましょか。

私が言うてるのは、ええ点もちろんあると。いろいろ現地でも雇用が進んだりとか、税収が上がったりとか、そういうプラスの面もあるということはお聞きしてはいますが、今回、すべてが明らかになっていないという今の時点で、この条例を出してくるということについて、非常に疑念があるんですね。企業の誘致が決まってしまってから、後でいろいろ注文をつけるという時点で防げるものなのかどうか、もしかしたら、向こうで起っているような悪臭の公害もたらせるかもしれないという、そういう住民生活に対する大きな被害があるかもしれないという段階で、町としてもきちんと調査がされていないように感じておりますので、この間いろいろ聞かせていただいて、そのあたりで、今の時点でこの条例を提案して可決してしまうという結果になったら、つくばファームという会社の誘致に安易に道を開くと。きちんとした検討がされない状態で安易に道を開くということで、いろいろと質問をさせていただいてたんです。

○和田博之議長 よろしいですか。質疑については、できるだけ簡略にさせていただきたいというふうに思います。要点をきちっと記録してやっていただいたらありがたいのではないかと、このように思います。

それでは、答弁をお願いします。松永部長。

○松永事業部長 中原議員のご質問にお答えいたします。

そういうご質問があるやろうなというふうに予測もさせていただいておりますが、まず1点ですね、中原議員の疑念を抱くという、今回の5月議会でなぜ出してくるんやという点でございますが、今回出させていただくというのは、まず企業誘致を進めるためには、できるだけ早い時期に、できるだけ好条件の内容をアピールするというのが非常に重要だというふうに考えております。

資料の中にも添付させていただいておりますように、和歌山なんかは、うちの、今回の企業誘致条例を改正しても、まだなかなか追いつかない部分もあるようなことになっておりますので、できるだけ早い時期に出さないかんということがございまして、まず、誘致の相手方等の企業へのアピールということでございます。企業誘致をめぐる自治体間の競争は厳しさを増しているとお手元にお配りしております企業誘致制度を掲載した4月15日付の日経新聞にも載っておりますが、優遇措置が市町村でどんどん広がっているというのもご理解いただけることではないかというふうに考えております。

でございまして、本町の誘致制度とあわせて、府の誘致制度も適用を受けるということが必要ということでございまして、府の誘致制度を受けるとするには、本町の企業誘致の中身を充実してやっていくということが条件となっております。今回出させていただいて、企業誘致条例を改正す

るとともに、大阪府の優遇制度も受けれるように、運ぶためにも、できるだけ早く企業誘致制度を改正してやっていきたいというのが、まず大きな1点ということでございます。

また、もう1点は、先ほど申し上げました、早くアピールするというのが非常に大きな、まだほかにも交渉している企業がございまして、町長と今度、その企業にもお会いしに行くことになっておるんでございますが、そういうこともございまして、できるだけ早く好条件の条例にしていくというのが、喫緊の課題であるというふうに考えておりまして、今回出させていただきます。

イセ食品の件につきましては、中原議員もおっしゃっていますように、税金が入るとか、雇用が生まれるとかいう、非常に町としてはメリットの大きな部分もございます。ただ、おっしゃったように、和田勝弘議員がおっしゃったように、3点の地元からの疑念というか、心配の問題があるということにつきまして、きのう、16軒の犬飼の方々がお見えになりまして、町長室で、私も一緒に入らせていただいて、懇談もさせていただいたんですが、その中でもお話が出ました。町長もそのときに申し上げたんですが、今、先ほど町長が申しましたように、犬飼地区の方々が不利益をこうむるような企業が来るのであれば、私が阻止します、反対します、来ないようにしますというふうに町長も申し上げました。

においがするとか、悪水が流れるとか、それから、鳥インフルエンザの問題が心配であるとかいうような、安全でないというふうに確認できるのであれば、そういう企業は何ぼ税金が上がるかと、やっぱり問題があるということで、町長はそのときはそのときで判断するというふうに申し上げておりますので、その辺はご信頼いただいて、企業誘致条例とは別個の問題ですが、企業誘致条例もあわせて、よろしくご審議していただいて、議決を賜りたいというふうに考えます。

以上でございます。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 今いろいろご答弁いただきまして、おっしゃることはよくわかるんです。できるだけ早くということで、府の誘致制度も申請をして、あれは指定はおりたんですかね。まだですか。という段階で、すごく頑張っているということは重々承知しておりますが、急ぐのであれば、住民の皆さんへ対する誠実な説明が先やないかなあと思うんですよね。

さっきの3点について、悪いものは呼ばへんと。住民生活の向上に寄与するという一面をきちんと守らせるというのであれば、向こうとの関係で、せめてそれぐらいの覚書を交わすとか、書面できちんと確認できるものを用意するとか、そういうものがないと、口約束的な段階では、ちょっとどうなんかなと。ほんまにふたあけてみたときに、来てください、来てくださいと言うて、

実際に来て、においがあつたと。もし中止になったら、そこはそこで、あと、またどうするのかと。また、大変なことになると思うんですよね。

ですので、質問は以上で結構ですけれども、いいことも悪いことも含めて、すべて明らかになっていないということについて疑念が残るというのは変わりありません。

○和田博之議長 中原議員ね、条例については、住民に説明の前に議会がありますんで、議会に説明して、議会で議決、そして住民に説明と、こういう形になります。その辺だけちょっと。今、住民に先説明せえというような発言がございましたんで、そうじゃないということだけ確認しておきたいと思います。これは条例でやっていますからね、条例については、議会が先にやらなアカンことです。住民に説明してからやられたら、議員要りませんのでね。その辺だけは誤解ないように、ちゃんと理解しておいていただきたいと思います。それは、今まで、我々が議会で言ってきたことですからね。先に条例については我々議会に言えと。議会の中で審議をしていくということを今まで言うてきたことですから、その辺だけは理解していただきたいと思います。

それ以外。松永部長。

○松永事業部長 疑念が残るというお話ですが、企業誘致条例は、先ほども申し上げましたように、今、まさにイセ食品も同じ土俵に乗るんですけども、当然、対象の企業になります。ただ、その1社だけを目当てにしたわけではございませんで、岬町が日本の全体の企業に対して、企業を誘致するために、よその市町村と競い合うために改正をするという内容でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。その辺、疑念をというお話ですが、イセ食品につきまして、まだ来るか来ないかわからない。来るか来ないか迷っている企業に、来たらどうするねん、来たらどうするねんというような話にはならないと。交渉できる段階ではないので、来るとなるときに、きちっとその3点の問題については、どうするかということもきちっと話し合いをしまして、できれば協定書なりを結んでやっていきたいというふうに考えております。

これは先ほども申し上げましたように、町長も住民の方々は信用できへんというふうにおっしゃっていましたが、そういう不利益、住民の福祉の向上とか、そういうことが守れない企業は呼ばないというのが大前提でございますので、その辺はご理解賜りたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○和田博之議長 ほか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成反対、反対ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 賛成、川端議員。

○川端啓子議員 賛成の立場で討論させていただきます。

今回、企業誘致を進めるため、昨年6月に制定された条例の一部を改正する議案について、時期尚早との声も聞きます。しかし、財政再建のためにも、企業誘致は喫緊の課題でありますし、住民からも、土採り跡地には企業が来るのかとよく聞かれます。また、各自治体においては、企業を誘致するための優遇策に知恵を絞り、誘致競争している現在のこの社会状況にあって、悠長なことを言っている場合ではないと思います。

企業が岬町に進出してみようというような誘致条例の制定を望むものであります。特に今回の改正案では、用地取得助成が3億円を限度に、6ヘクタールを超えるものについては購入価格の40%助成となっております。大きな企業が来れば雇用も促進でき、住民にとっては大変喜ばしい限りであります。一日も早く企業誘致できるよう尽力していただくことを要求し、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○和田博之議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 なければ賛成討論。田島議員。

○田島乾正議員 今、中原議員が努力していると、理事者側にお褒めの言葉発したんですけどね。

僕は、これは、今この条例改正するのは、もう既に遅かったと思うんですわ。当然、土採りが始まるときに並行して、企業誘致条例をきちっとしたもんをつくっておけば、今回みたいに、各自治体と競争するために改正するやろうと。はっきり言うて、タイミングが遅いということですよ。しかしながら、遅うても、やはりやるべきことはやらないかんので、やはり企業が来ん限りには、自主財源確保できないと思うんですわ。

ということで、税面でいろんな優遇措置、そして、できたらひとつ私の希望としたら、企業が来やすい立地条件をひとつまた次の改正時につけ加えていただいて、そして、なおかつ特別委員会で、ひとつ約束をしたいんは、やはり企業が来るとしても、どのような企業でも受け入れるべきでなくて、やはり当町にとって公害のない立派な企業を誘致すべきであって、やはり何もかも企業来てくれへんから、どんな企業でも連れてきたらだめだと思いますので、その点については、

また私も特別委員会の委員にならしてもうて、公害のない企業の精査をしたいと思いますので、今回、僕については賛成という意見を述べまして、賛成討論とかえさせていただきます。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を……。はい。

(「休憩動議」と中原議員呼ぶ)

○和田博之議長 休憩、採決の前に。休憩動議出ました。

休憩動議の場合は賛成1名要ったね。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 今、休憩動議を出したのは、この後で緊急動議を提出したいと思ひまして、今の件について、議会の閉会中の継続審議をお願いしたいと思ひまして。

○和田博之議長 恐れ入ります。もう1名、だれか要るんですけど、賛同者が。

○中原 晶議員 それはおりません。

○和田博之議長 それだったらできへんのですけども、そのままで暫時休憩します。

その席でいてくれますか。このままで暫時休憩したいと思います。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○和田博之議長 これより休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

中原議員から休憩動議が出まして、暫時休憩いたしました。これより再開をいたしたいと思います。

ほかに討論ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 残念ながら、動議は出せないということですので。

○和田博之議長 出してないんやから。

○中原 晶議員 そうやね。はい、失礼いたしました。

反対討論をいたします。

時期尚早ではないかという声もあるというふうなこともありましたけども。

○和田博之議長 名前を出さんと。ややこしい。それ言うてないから。

○中原 晶議員 反対の意思だけ言わせていただきます。

先ほど来、お伝えいたしてはいますが、今回の企業誘致、企業誘致自体には決して反対でもありませんし、そのことで岬町自体にプラスになることであれば、住民の皆さんに対していいことであれば賛成できると思うんですけれども。先ほどから言っているとおり、今の時点を出しているという、この議案が出されているということについて、特定の企業が目の前にちらついてくるわけですね。その企業について賛否を決められるだけの調査とか資料提供もないという段階で、これが通ればきちんと検証しないままに、特定の企業の誘致に道を開くということになってしまいますので、そういう意味において反対いたしたいと思います。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号「岬町企業誘致に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず最初に、本日の冒頭、私の発言の中で、出席者、欠席者の発言がございましたが、その中で間違いがございましたので、訂正をしたいと思います。

出席者数は15名、欠席ゼロ、欠員1名、こういうことで訂正をさせていただきます。

それでは、総務部長以外の理事者については退席をお願いしたいと思います。

この後の議事進行については、谷本副議長をお願いしたいと思います。

議長を交代いたします。

(谷本副議長に交代)

○谷本 貢副議長 それでは暫時休憩いたします。

(午後3時05分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○谷本 貢副議長 再開いたします。

初めに、皆さん方におわびを申し上げます。

暫時休憩をとるときに、皆さん方にお諮りせずに暫時休憩と言ってしまいましたことをおわび申し上げます。

○谷本 貢副議長 それでは、日程7及び日程8について、私が議長の職務を行います。よろしく
お願いいたします。

日程7、「議長辞職の件」を議題といたします。

議長、和田博之君から、議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、和田博之君の退場を求めます。

(和田博之議長 退場)

○谷本 貢副議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

辞 職 願

岬町議会副議長殿

今般都合により、岬町議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、議会の許可が得られるようお取り計らい願います。

平成18年5月9日

岬町議会議長 和田博之

お諮りいたします。和田博之君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢副議長 ご異議なしと認めます。よって、和田博之君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

和田博之君の入場を求めます。

(和田博之議員 入場)

○谷本 貢副議長 ただいま、和田博之君の議長の辞職が許可されましたので、報告します。

○谷本 貢副議長 日程8、選挙第1号「議長選挙について」を議案といたします。

ただいま議長が欠けましたので、議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢副議長 ご異議なしと認めます。議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○谷本 貢副議長 ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、16番田島乾正君、1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君を指名いたします。

なお、投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○谷本 貢副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○谷本 貢副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。議席番号順に投票願います。

(投票)

○谷本 貢副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

田島乾正君、川端啓子君、鍛冶末雄君、立ち会いをお願いします。

開票します。

(開 票)

○谷本 貢副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票14票、無効投票1票です。うち白票はゼロ票です。

有効投票中、和田博之君8票、田島乾正君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。よって、和田博之君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○谷本 貢副議長 ただいま和田博之君が議長に当選されましたので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、議長に当選されました和田博之君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承ください。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

和田議長、議長席にお着き願います。

(新議長に交代)

○和田博之議長 それでは、あいさつは後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付をいたしております議事日程表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩したいと思います。休憩、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 暫時休憩します。めどは4時再開としたいと思います。よろしくをお願いします。

(午後3時28分 休憩)

(午後4時00分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 日程9、「副議長辞職の件」を議題といたします。

副議長、谷本 貢君から、副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、谷本 貢君の退場を求めます。

(谷本 貢副議長 退場)

○和田博之議長 提出されております辞職願を朗読させていただきます。

辞 職 願

岬町議会議長殿

今般都合により、岬町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、議会の許可が得られるようお取り計らい願います。

平成18年5月9日

岬町議会副議長 谷本 貢

以上であります。

お諮りいたします。谷本 貢君の副議長の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、谷本 貢君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

谷本 貢君の入場を求めます。

(谷本 貢議員 入場)

○和田博之議長 ただいま、谷本 貢君の副議長の辞職が許可されましたので、報告いたします。

○和田博之議長 日程10、選挙第2号「副議長選挙について」を議案といたします。

ただいま副議長が欠けましたので、副議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認め、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○和田博之議長 ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、16番田島乾正君、1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君を指名いたします。

なお、投票は単記無記名です。

得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げておきます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○和田博之議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○和田博之議長 異状なしと認めます。

これより名前を書いていたきたいと思えます。

これより投票を行います。議席番号順に投票をお願いいたします。

(投票)

○和田博之議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 配付漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これより開票を行います。

田島乾正君、川端啓子君、鍛冶末雄君、立ち会いをお願いします。

開票をお願いします。

(開 票)

○和田博之議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、田島乾正君14票、出口 実君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。よって、田島乾正君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○和田博之議長 ただいま田島乾正君が副議長に当選されましたので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました田島乾正君のご承諾があったものとして、ごあいさつをお受けするところでありますが、申し合わせにより、議会役員がすべて決定した後ということで、ご了承願います。

○和田博之議長 お諮りいたします。ただいま審議の途中ではありますが、本日の会議時間は、議事の都合より、この際、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめこれを延長することに決定いたしました。

○和田博之議長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認め、暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後4時10分 休憩)

(午後5時40分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。日程11、選任第1号「常任委員会委員の選任について」、日程12、選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」、日程13、選任第3号「特別委員会委員の選任について」、この3件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。日程11、日程12、日程13の3件を一括議題といたします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定いたしました。

それぞれの委員会委員長及び副委員長の互選に入るわけですが、ただいまより暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午後5時42分 休憩)

(午後5時43分 再開)

○和田博之議長 ただいまより、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催されまして、おのおのの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○和田博之議長 日程14、推せん第1号「農業委員会議会選出委員の推せんについて」を議題と

いたします。

農業委員会議会選出委員の指名について、私から指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、反保多喜男君の退場を求めます。

(反保多喜男議員 退場)

○和田博之議長 それでは、私から指名させていただきます。

農業委員会議会選出委員に反保多喜男君を推薦したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、農業委員会議会選出委員に反保多喜男君を推薦することに決定しました。

反保多喜男君の入場を求めます。

(反保多喜男議員 入場)

○和田博之議長 ただいま反保多喜男君が農業委員会議会選出委員に推薦することに決定いたしましたので、報告します。

○和田博之議長 日程15、選挙3号「南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

それでは、私から指名いたします。

南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に、副議長の田島乾生君、事業民生委員会委員の和田勝弘君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました田島乾正君と和田勝弘君を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田島乾正君と和田勝弘君が南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

ただいま南大阪湾岸南部流域下水道組合議会議員に当選されました田島乾正君と和田勝弘君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。2名の方、よろしく願いいたします。

○和田博之議長 日程16、選挙4号「阪南岬消防組合議会議員選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。指名については、私から指名いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 ご異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

それでは、私から指名いたします。阪南岬消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の福田収君、総務文教委員会副委員長の辻下正純君、議長の私、和田博之を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、福田収君、辻下正純君と和田博之を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、福田収君、辻下正純君と和田博之が阪南岬消防組合議会議員に当選いたしました。

ただいま阪南岬消防組合議会議員に当選されました、福田 収君、辻下正純君、和田博之が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。よろしく願いをいたします。

○和田博之議長 日程17、議案第47号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、奥野 学君の退席を求めます。

(奥野 学議員 退場)

○和田博之議長 提出者から提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

○石田町長 日程17、議案第47号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明いたします。

議会議員から選任の反保多喜男氏が監査委員を退任されておりますので、奥野 学氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうかご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、人事に関することですので、討論を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第47号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第47号は、これに同意することに決定いたしました。

奥野 学君の入場を求めます。

(奥野 学議員 入場)

○和田博之議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので、報告します。

○和田博之議長 お諮りいたします。日程18、「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程19、「事業民生委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程20、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」の3件について、一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 ご異議なしと認めます。よって、日程18、「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程19、「事業民生委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程20、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」の3件は、一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付いたしております申出書のとおり、2常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をいたしたき旨の申し出があります。

お諮りいたします。2常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、すべての委員会構成が成立いたしました。

○和田博之議長 それでは、僭越ですが、新役員を代表いたしまして、私の方からごあいさつを申し上げます。降壇をお許し願います。

三役並びに各常任委員長さんについては演壇の方へよろしくお願ひいたします。

(和田博之議長 降壇)

○和田博之議長 ただいま選任されました三役並びに常任委員長でございます。

非常に厳しい町情勢、財政的にも、そしてまた各種要望等につきましても非常に厳しい状況で

ございます。私たち議会、三役並びに常任委員長につきましても精いっぱい努力をいたしますので、皆さん方の格段のご協力とご支援のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

非常に簡単素辞ではございますが、この1年間、よろしくお願いするということで、これをもって就任のあいさつとかえさせていただきます。まことにありがとうございます。よろしくお願いします。（拍手）

（和田博之議長 議長席へ）

○和田博之議長 それでは、1年間、大変ご苦労さまでございました。前副議長さん、前監査委員さん、前常任委員長さん、どうぞ前の方へお運び願いたいと思います。

前役員を代表して、副議長さんの方からごあいさつをお願いしたいと思います。

○谷本 貢議員 それでは、前役員を代表いたしまして、私の方から一言ごあいさつを申し上げます。

1年間、無事に任務を全うできましたのも、すべて皆さん方のご協力のたまものと厚く御礼申し上げます。1年間、どうもありがとうございました。（拍手）

○和田博之議長 どうも、前役員の皆さん、1年間、本当にご苦労さまでした。心から厚く感謝を申し上げる次第であります。

○和田博之議長 以上をもって、今期臨時会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成18年第1回岬町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

（午後5時56分 閉会）

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年5月9日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 和 田 勝 弘

議 員 鳥 谷 部 昭